

価格高騰重点支援給付金  
(令和6年度新たな非課税等世帯分)  
(こども加算分/児童1人あたり5万円)

よくあるご質問 (FAQ)  
R6.7.8版

**Q** 本給付金の趣旨は？

物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者世帯を支援するために、令和6年度新たに住民税非課税となった世帯と、新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対して、10万円を支給するものです。

**Q** 自分はどこの自治体で申請すればいいの？

令和6年6月3日（以下「基準日」という。）時点で住民票がある自治体にて申請をお願いします。

**Q** 支給対象は？

本ページの〈支給対象世帯〉の項目をご確認ください。

**Q** 他の区市町村で10万円受給していても、世田谷区の要件に合えばまた10万円もらえるの？

受給できません。どこか1自治体のみからです。

**Q 世帯の人数によってもらえる金額は違うの？**

世帯の人数によって金額は変わりません。1世帯あたり10万円です。  
ただし、こども加算については、加算対象となる児童1人あたり5万円が追加支給となります。

**Q 生活保護受給世帯は給付金の対象となるの？**

生活保護を受給していても支給対象世帯の要件を満たしていれば支給対象となります。  
なお、本給付金は、生活保護制度上、収入として認定されません。

**Q 「令和5年度住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援金（追加給付金）」「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援金」の支給対象世帯であったが受給していません。令和6年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯に該当する場合、支給対象になるの？**

受給したかにかかわらず、

- ・令和5年度住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援金（追加給付金）
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等への価格高騰重点支援金

の、いずれかの支給対象世帯であった場合は、その他の要件を満たしていても今回の給付金の支給対象にはなりません。

Q

非課税及び均等割のみ課税の基準は？  
自分の世帯が非課税かどうか知りたい。

非課税及び均等割のみ課税の基準は[こちらのページ](#)をご確認ください。

世帯員の方それぞれの、課税証明書（非課税証明書）を入手いただくと分かります。

課税（非課税）証明書の入手方法は[こちらのページ](#)をご確認ください。

なお、住民税は毎年1月1日時点住民登録地の市区町村で課税されます。令和6年1月2日以降に世田谷区に転入された方は、前住所地の市区町村でおたずねください。

世田谷区の税金についての窓口は[こちらのページ](#)をご確認ください。

Q

支給要件の住民税（均等割）とはどのようなもの？

住民税には均等割と所得割があります。

◆均等割とは

区内に住所または事業所を有する個人の方に、行政サービスにかかる経費を広く負担していただく性格の税金です。

◆所得割とは

前の年の所得に応じて計算された税金です。

Q

住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に該当するかどうかは、いつの時点の税情報で判断するの？

住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に該当するかどうかは令和6年度の住民税の課税情報で判断します。令和6年度分の住民税は、令和5年1月から12月までの所得に対し課税されます。

Q

自分が誰に扶養されているか知りたい。

まずはご家族に確認をお願いします。  
世田谷区内に在住の方に扶養されている場合は、税の証明書をとっていただく場合があります。

※税の証明書交付申請については[こちらのページ](#)をご確認ください。

Q

「住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。」の「扶養親族等」にはどの範囲が含まれるの？

確定申告や住民税申告、源泉徴収票などに扶養親族として申告された方（同居しているとは限りません）16歳未満の扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者のことです。

Q

支給の対象外となる「住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯」とは？

例として、

- ・親（課税）に扶養される学生（非課税）の単身世帯
- ・子（課税）に扶養される両親（非課税）の世帯

などが該当します。

Q

扶養者（課税者）とは実態は別世帯（離れて暮らしている、家計を別にしているなど）であれば、非課税又は均等割のみ課税である自分は対象になるの？

基準日時点の住民票上の世帯の税情報で対象者を決定しています。

その世帯の非課税者が全員課税者または均等割課税者の扶養に入っている場合は対象になりません。

Q

世帯主が亡くなった場合は、だれが支給対象になるの？

世帯主が亡くなられた時期や申請状況によって異なります。

世田谷区重点支援給付金コールセンター（03-6733-8712）へお電話ください。

Q

課税者である配偶者に扶養されていましたが、離婚して世帯が別になりました。非課税または均等割のみ課税である自分は対象になる？

基準日以前に離婚し、世帯を別にした場合は対象となります。

また、基準日時点で離婚協議中で別居している場合は、対象となる場合があります。

世田谷区重点支援給付金コールセンター（03-6733-8712）へお電話ください。

※離婚届だけでは住民票の異動はないため、同世帯となる可能性があります。対象となるには基準日前に世帯分離の手続きをしている必要があります。

**Q** この給付金は差押えの対象になるの？

差押え禁止財産となるため、差押えの対象にはなりません。

**Q** この給付金は課税の対象？

この給付金は非課税となります。

**Q** 外国人もこの給付金は支給対象となるの？

国籍に関係なく、支給対象世帯の要件を満たしていれば支給対象となり得ます。

**Q** 服役中でも受給できるの？

支給対象世帯の要件を満たせば受給できます。  
※収容されているご本人様から、氏名、生年月日、基準日時点の住民票住所、現在の居所（刑務所等の住所）と「申請書送付希望」と記載した紙面を、区担当者へ郵送してください。

**Q** 価格高騰重点支援給付金に関する書類は誰あてに送られてくるの？

世帯主宛てにお送りします。

送付先変更をご希望の方は世田谷区価格高騰重点支援給付金コールセンター（03-6733-8712）へお電話ください。

※送付先変更を利用して代理人が必要書類を受け取ることは原則できませんのでご注意ください。（代理人から送付先変更を承ることは可能です。）

**Q** 振込名義は？

「セタガヤクジユウテンシエンキユウフキン」です。

**Q** 申請してからどれくらいで支給されるの？

申請完了後、おおよそ1か月～1.5か月程度で振込予定です。

※確認・審査状況によってはさらに時間がかかる場合があります。

**Q** 申請書に記載漏れがあった場合はどうなるの？

不備があった場合はお電話やお手紙でご連絡いたします。区が指定する期日までに不備が解消できなかった場合は支給出来かねます。

**Q** 申請ポータルでの手続き手順がよくわからない。

申請ポータルサイトにて手続きマニュアルをご確認いただけます。ご活用ください。

**Q** 申請ポータルサイトにはどうやってログインするの？

「確認書兼申請書」に記載されている二次元コードを読み取ることでログイン可能です。

**Q** 自分の申請状況は確認できるの？

申請ポータルサイトにてご確認ください。確認書兼申請書に記載の二次元コードを読み取り、ログインしてください。

## Q 令和6年度世田谷区価格高騰重点給付金（こども加算/児童1人5万円）の趣旨は？

低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯を支援するために、令和6年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ世帯への給付に加算するものです。

## Q いくらもらえるの？

加算対象となる児童1人あたり5万円です。  
加算対象となる児童が何人いるかで給付金額が変わります。

## Q 加算対象となる児童とは？

以下、いずれかに該当する児童が加算対象となります。

◆基準日において世帯主または世帯員と生計を同一にしている平成18年4月2日以降生まれの児童

◆基準日の翌日から区が定める申請締切日までに生まれた新生児

◆基準日において別世帯であるものの生計を同一にしている平成18年4月2日以降生まれの児童

※基準日において、世田谷区に住民登録がない海外在住の児童については、対象外です。

**Q** こども加算分（児童1人5万円）の申請方法は？

- ◆ 「支給のお知らせ」（はがき）が届く世帯  
原則手続き不要です。
- ◆ 「確認書兼申請書」による申請世帯  
非課税世帯等への給付の「確認書兼申請書」でこども  
加算分の手続きも可能です。